

議案第 7 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 26 年 2 月 12 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

### 【議案提出の理由】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）の制定に伴い社会教育法の一部改正され社会教育委員の委嘱の基準等が削除された。

社会教育委員の委嘱の基準については、「社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準」（文部科学省令第25号）で定める基準を参酌し、条例で定める必要がある。

施行日は、平成26年4月1日。

### 【議案の概要】

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律に関する法律（平成25年法律第44号）により社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部が改正された。
- 2 文部科学省令（文部科学省令第25条）を参酌し、沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する必要がある。

### 【説明】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号：第3次一括法）



社会教育法一部改正（施行：平成26年4月1日）  
第15条 社会教育委員の設置  
第18条 社会教育委員の委嘱の基準等



文部科学省令（文部科学省令第25号）



県議会（2月定例会）提出議案  
沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例（昭和48年1月5日）

新旧対照表

沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例（平48年沖縄県条例15号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 県に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(委嘱の基準)</p> <p>第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(定数)</p> <p>第4条 委員の定数は、15人以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>(解嘱)</p> <p>第6条 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもその委嘱を解くことができる。</p> <p>(教育委員会規則への委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に關し必要な事項は、教育委員会会則で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 県に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 委員の定数は、15人以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>(解嘱)</p> <p>第5条 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもその委嘱を解くことができる。</p> <p>(教育委員会規則への委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に關し必要な事項は、教育委員会会則で定める。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

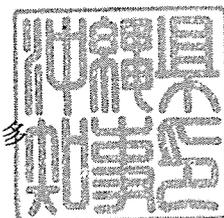


教生第1961号

平成26年2月6日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井 眞弘 多



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき別紙議案「沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。